平成２１年（フ）第２１０号
三重県四日市市別名１丁目14番29号
債務者　松本　隆生
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
三重県四日市市別名１丁目14番29号
債務者　松本かおる
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
三重県四日市市九の城町12番13号　コーポレーション万惣402号
債務者　佐藤　晃生
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
三重県四日市市前田町14番20号
債務者　高　早恵子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地59
市営住宅133号
債務者　早河　　輝
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
三重県四日市市富田一色町29番49号
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
三重県四日市市中部12番12号　中部マンション804号
債務者　種池みさ子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
兵庫県伊丹市西台３丁目５番10号　山下文化２Ｆ中
債務者　中川　好文
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５７５号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番10―507号
債務者　長尾　年陸
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３３号
神戸市西区玉津町今津526―５
債務者　梅本　幸美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
兵庫県明石市松の内１丁目９―16―403
債務者　二宮　節子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
神戸市西区玉津町上池153、住民票上の住所神戸市西区玉津町上池４－１
債務者　橋本　直幸
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目４―24
債務者　礒脇　美香
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
神戸市西区伊川谷町潤和1445―８―313
債務者　田中　正典
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
兵庫県淡路市岩屋272番地５
債務者　中野　則子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第９９号
広島県三原市高坂町許山125番地
債務者　上重　民也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
徳島県三好市池田町マチ2235番地１、旧住所岡山県倉敷市林1751番地16
債務者　正内　健一
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部